

業務の内容及び方法を記載した書類の記載要領

はじめに.

- 金融商品取引法第 66 条の 72 第 2 項第 2 号に定める書類の参考にしてください。
- この要領に記載している点だけでなく、投資運用関係業務受託業者ごとの個別の事情に応じて、業務の内容及び方法に関する事項が的確に記載されていることが必要です。
- 業務方法書の中で、「別紙『〇〇規程』の定めによる。」などと社内規程を引用することは可能です。その場合、当該規程は業務方法書を構成する一体のものみなされます。
- 業務の内容又は方法について変更があったときは、変更届出が必要となります。また、内容を別紙により記載した場合であっても変更があったときは、同様に変更届出が必要となります。

記載要領

1. 業務運営に関する基本原則【金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」）第 349 条第 1 号】
 - ・ 投資運用関係業務受託業に係る業務の運営にあたっての基本的な考え方等を記載。

（記載例）当社は、投資運用関係業務受託業に係る業務を遂行するにあたり、社内規則のほか、金融商品取引法及び関係法令等を遵守するとともに、これに必要な社内体制を整備するものとする。

2. 業務執行の方法【業府令第 349 条第 2 号、投資運用関係業務受託業者向けの監督指針（以下「監督指針」）Ⅲ-2-1(1)、Ⅲ-2-2、Ⅲ-3-3 参照】

- ・ 下記「3.」と一体的に記載することも可。
- ・ 投資運用関係業務受託業に係る業務の執行体制（部門の名称、所掌業務、部門内の指揮・命令系統等）を記載。

なお、投資運用関係業務受託業を行う各部門（業務）については、例えば、以下の部門が考えられます。

- 計理業務／法令等遵守のための指導に関する業務を行う部門
- 内部管理部門
- 投資運用関係業務受託業に関する記録・報告書等を作成及び管理する部門
- リスク管理部門
- 利益相反管理部門
- 情報管理部門
- 内部監査部門

※ 体制については、投資運用関係業務受託業者の業務の内容・特性・規模・複雑性等に応じて整備される必要があると考えられます。また、投資運用関係業務受託業を適確に遂行できるのであれば、必ずしも、上記部門全てを独立して設置することを求められているものではありません。

- ・ 投資運用関係業務受託業に係る業務を適確に遂行するための社内規則等の整備状況を記載。
- ・ 社内規則等遵守のための研修等の措置の内容を記載。
- ・ 投資運用関係業務を再委託する場合は、再委託の対象とする業務及び委託先の名称等について記載。

3. 業務分掌の方法【業府令第 349 条第 3 号参照】

- ・ 部署（組織体制）、責任者（部長、課長などの役職名）の業務分担、役割などを記載。
- ・ 上記「2.」において、一体的に記載することも可。

4. 投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の内容【業府令第 349 条第 4 号、監督指針Ⅲ-3-1-1(2)参照】

- ・ 下記に掲げる業務のうち、どのような投資運用関係業務を行うかを記載。
 - イ. 金商法第 2 条第 43 項第 1 号に規定する投資運用関係業務の具体的な内容
 - a. 投資信託財産に係る計算及びその審査（投資信託財産の基準価額の算出及び当該算出に向けた投資信託の設定・解約の集計、資産の約定照合、利金・配当金等の計上等を含む。）
 - b. 上記 a のほか、運用対象財産の評価額の計算及びその審査
 - ロ. 同項第 2 号に規定する投資運用関係業務の具体的な内容
 - a. 法令等遵守の観点から定期的な業務実態の把握、課題の指摘及び対応策の検討その他これに関連する業務
 - b. コンプライアンスに関する社内規則その他マニュアル等の案文作成・管理
 - c. コンプライアンス研修の定期的な企画・実施その他コンプライアンスに関する情報の提供

5. 投資運用関係業務受託業者の業務の適正を確保するための措置【業府令第 349 条第 5 号、同第 358 条第 2 号、監督指針Ⅲ-2-1(2)参照】

- ・ 以下について記載すること。
 - ① 投資運用関係業務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備に係る措置
 - ② 投資運用関係業務の委託者（以下「委託者」という。）との間における当該投資運用関係業務の遂行に必要な連絡体制の整備に係る措置
 - ③ 投資運用関係業務を適正かつ円滑に遂行し得る専門的知識及び技能を有する人員を十分に確保するための措置
 - ④ 投資運用関係業務の適正性を担保するための措置
 - ✓ 実施しようとする投資運用関係業務について、事前にその適正性を検証するための方針及び手続
 - ✓ 実施した投資運用関係業務について、事後的に検証し、必要に応じて業務の方法

等の見直しを実施するための方針及び手続

- ⑤ 委託者による投資運用関係業務受託業者に対する適切な監督等を担保するための措置

6. 委託者と投資運用関係業務受託業者又は第三者との利益が相反する行為その他これに準ずる行為（以下「利益相反行為」という。）を適切な方法により特定し、これらの行為が投資運用関係業務の適正な遂行を害しないことを確保するための措置【業府令第 349 条第 5 号、同第 358 条第 3 号、監督指針Ⅲ-2-1 (3) 参照】

- ・ 以下について記載すること。
 - ① 利益相反行為を特定するための措置
 - ② 利益相反行為が投資運用関係業務の適正な遂行を害しないことを確保するための措置
 - ③ 特定した利益相反行為が投資運用関係業務の適正な遂行を害しないことを担保するための措置
- ・ また、利益相反管理の措置として、利益相反行為（複数の投資運用業者から受託する場合に生じ得るものを含む）を適切な方法により特定・類型化すること等により、投資運用関係業務受託業を適確に遂行するための業務管理体制をどのように整備しているか分かるように記載すること。

7. 投資運用関係業務受託業に係る業務以外の業務に係る行為が投資運用関係業務に不当な影響を及ぼさないための措置【業府令第 349 条第 5 号、同 358 条第 4 号、監督指針Ⅲ-2-1 (4) 参照】

- ・ 以下について記載すること。
 - ① 投資運用関係業務受託業に係る業務とそれ以外の業務を明確化の上、投資運用関係業務に不当な影響を及ぼすおそれのあるものの特定及び類型化
 - ② 投資運用関係業務受託業以外の業務が投資運用関係業務に不当な影響を及ぼさないための措置

8. 投資運用関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うための措置【業府令第 349 条第 5 号、同 358 条第 5 号、監督指針Ⅲ-2-1 (5) 参照】

- ・ 以下について記載すること。
 - ① 投資運用関係業務受託業の業務に関して知り得た情報及び秘密の取扱いに係る基準
 - ② 受託する投資運用関係業務に応じて秘密の範囲及び業務上知り得る者の特定並びに当該秘密の管理方法及び漏洩防止を図る措置
- ・ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（以下「総合指針」）「Ⅲ-2-4 顧客等に関する情報管理態勢」に準じた措置を記載すること。
- ・ 総合指針「Ⅲ-2-8 システムリスク管理態勢」に準じた措置を記載すること。
- ・ 情報管理に係る措置として目的外利用（委託者から知り得た情報の利用等を含む）の

禁止を含めた情報等の取扱いに関する具体的な基準（法人関係情報管理等を含む）の策定等について記載すること。

9. 投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務を管理する責任者の氏名及び役職名
【業府令第 349 条第 6 号】

（以上）